

令和7年分 所得税・令和8年度 町県民税

所得の申告受付

令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月)

(午前) 8時45分～11時 (午後) 1時～4時

地域	芸北	大朝	千代田	豊平
会場	芸北文化ホール	大朝地域づくりセンター	役場本庁2階会議室	豊平地域づくりセンター
2月	16日(月)		川迫	地域づくりセンター休館日
	17日(火)		本地1・2・5・8・9区	共盛・今吉田
	18日(水)		本地3・4・6・7区	今吉田・阿坂
	19日(木)		八重1～7区	阿坂・都志見
	20日(金)		八重8～13区	都志見・吉木
	23日(祝)		【休日開催】指定なし	地域づくりセンター休館日
	24日(火)		南方1～8区	長笹・戸谷・琴庄
	25日(水)		壬生1～8区	志路原・上石・海応寺・下石
	26日(木)		壬生9～16区	中原・西宗
	27日(金)	筏津 (13:00～)	八重14～20区	
3月	2日(月)	文化ホール休館日	岩戸	八重21～25区
	3日(火)	米沢・小原・大暮 (13:00～)	新庄・宮迫	
	4日(水)	雲月	地域づくりセンター休館日	
	5日(木)	雄鹿原	新庄・宮迫	
	6日(金)	溝口・高野・大谷・移原	大朝	
	9日(月)	文化ホール休館日	大朝	
	10日(火)	八幡	田原・大塚	
	11日(水)	川小田・奥中原・板村・細見	地域づくりセンター休館日	
	12日(木)		指定なし	
	13日(金)		指定なし	
	15日(日)		【休日開催】指定なし	
	16日(月)		指定なし	

*期間中は本庁税務課及び各支所での相談は受け付けておりません。 混雑緩和のためなるべく該当会場へおこしください。

税務署会場のご案内

会場：基町クレド・パセーラ11階 NTTクレドホール（広島市中区基町6-78 県庁前）

期間：令和8年2月16日(月)～3月16日(月)(土日祝を除く) ※3月1日(日)は休日開催

入場整理券が必要です。(会場当日配布) または(国税庁LINEアプリ) 広島国税局

時間：(受付) 午前8時30分～午後4時 (相談) 午前9時～午後5時

【お問い合わせ先】 広島北税務署 TEL. 082-814-2111

1. 所得の申告が必要な人

令和8年1月1日現在、北広島町に住んでいる人のうち、令和7年中に次のような所得があつた人など

- 営業・農業・不動産・配当・雑・一時などの所得があつた人
- 給与所得者で、それ以外の所得があつた人や年末調整をしていない人
- 公的年金受給者で、それ以外の所得があつた人
- 医療費控除や各種控除を受けようとする人

注) 収入がなかつた人でも、「所得証明書」「課税証明書」などが必要な人は申告が必要です。

生命保険満期の保険金や解約返戻金、個人年金の受け取りがあつた場合も申告が必要です。

2. 持参するもの

- 本人確認書類（マイナンバーカード、もしくは通知カードと運転免許証など）
- 確定申告利用者識別番号がわかるもの（昨年までに取得された番号を変更された場合）
- 必要書類（下表参照）

対象	必要書類
給与・公的年金	源泉徴収票または事業主の支払証明書（原本が必要です。）
営業・農業・不動産などの所得	収支内訳書（あらかじめ作成をお願いします。） 太陽光発電についても申告が必要であるため、収支がわかるものを作成してください。
配当、個人年金、満期保険金など	配当、個人年金、報酬、満期保険金などの支払通知書や支払証明書など
社会保険料控除	国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などの領収書や納付証明書
生命保険料控除・地震保険料控除	各保険料控除証明書（源泉徴収票で控除済みの場合は提出不要）
障害者控除	障害者手帳など
医療費控除	医療費控除の明細書または医療費通知、保険等の補てん金明細
寄附金控除	寄附をした団体などが発行する証明書など
農業用機械・車両等の購入	販売証明書
肉用牛の売却	売却証明書（免税を受けるには、特例の適用を受ける申告が必要です。）
所得税が還付となる場合	申告者名義の預貯金口座がわかるもの

3. その他

- (1)「医療費控除の明細書」や、事業・農業などの「収支内訳書」を必ず事前に整理してご来場ください。
作成されていない場合は、申告受付ができないこともあります。
- (2)町県民税の申告書様式として「簡易申告書」を同封しています。（別紙黄色用紙参照）
「一般申告書」が必要な場合は、税務課及び各支所に用意しています。町ホームページよりダウンロードすることもできます。

町の会場では受付できない申告

< 次の内容を含む申告は税務署で申告してください >

- ・土地・建物や株式などの譲渡所得の申告
- ・住宅借入金等特別控除の適用1年目の申告
- ・青色申告
- ・雑損控除や災害減免の申告
- ・先物取引にかかる申告
- ・その他、申告の内容によっては税務署会場へご案内する場合があります。

税務署で所得税の確定申告をする人は、町県民税の申告は不要です

収入がない場合でも必ず申告を！

国民健康保険税や後期高齢者医療保険料などの軽減や減免には世帯員の所得状況の確認が必要です。
「未申告」では判定できませんので、収入がない場合も申告をお願いします。